

「岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度」 に関するQ & A

Q 1 要件認定の申請をしたいと考えていますが、どのような準備をしたらよいですか。

A 1 基本的には申請した事業者が基準日（申請年度の4月1日。以下同じ）において要件を満たしているのかがポイントとなります。このため、申請の際に必要な書類は、基準日以降にご用意いただくこと（発行されたもの等）になります。ただし、次のことについては基準日前にご準備ください。

○市町村で実施する「消防団協力事業所表示制度」による表示証の交付を受けましょう。

基準日において、県内の事業所等の全てが、市町村で実施する「消防団協力事業所表示制度」による表示証の交付を受けていることが要件となります。この表示証の交付を受けるには、各市町村の消防団事務の担当課へ申請を行う必要がありますので、基準日までに対象となる事業所等すべてが、それぞれの市町村における表示証の交付を受けているようにしましょう。

○基準日まで「消防団活動に配慮した規定」を整備しておきましょう。

Q 2 要件認定の申請をする時期はいつですか。

A 2 法人・個人を問わず「5月1日から7月31日までの間」に県に対して申請することとなります。

Q 3 「消防団協力事業所表示制度」の要件は。

A 3 「消防団協力事業所表示制度」の認定を行うのは原則、所在する市町村の消防団事務の担当課となり、市町村によって「消防団協力事業所表示制度」の要件は異なっています。詳細については、関係する市町村へお問い合わせください。

Q 4 認定要件のうち、「県内に事業所を有し、かつ当該事業所等のすべてが『市町村の消防団協力事業所表示制度』の認定を受けていること」とありますが、消防団員のいない事業所も「市町村の消防団協力事業所表示制度」の認定を受ける必要がありますか。

A 4 基準日において、県内にあるすべての事業所等が、市町村から「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていることが要綱上、必要となっています。なお、「消防団協力事業所表示制度」の認定要件（例：消防団員が所属していなければならないかどうか）については市町村により異なっていますので、詳しくは事業所等の所在する市町村の消防団事務の担当課へご確認ください。

Q 5 認定要件のうち、「事業所等における被雇用者等のうち、県内の過疎地域の消防団員の総数が、申請年度と前年度4月1日を比較して、1人以上増加していること。」とは、どのような条件の人をいいますか。

A 5

(1) 「県内の事業所等における被雇用者等」については、次のとおりです。

<法人の場合>

- ・消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員
- ・消防団協力事業所において法人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者に限る）

<個人の場合>

- ・事業を行う個人又は青色事業専従者又は専従者
- ・個人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者）

(2) 対象となる消防団員は、被雇用者のほか、法人の常勤役員、個人事業主も含まれます。

(3) この要綱でいう「消防団員」とは「消防組織法第十九条第一項に規定する消防団員であって、県内の消防団に置かれるもの」としています。

従って、県外の消防団に在籍する消防団員は、この条例でいう「消防団員」に該当しないため、注意が必要です。

※なお、入団していても活動実績のない場合（入団間もない場合や傷病等やむを得ない事情のある場合を除く）は、対象として取り扱いませんのでご注意ください。

(4) 「過疎地域の消防団員」とは、次のことをいいます。

- ①市町村全体が過疎地域に指定されている場合、全ての消防団員。
- ②市町村の一部が過疎地域に指定されている場合、その過疎地域を管轄する地域として活動している消防団員（過疎地域の一部を活動区域とする者を含む）。

※消防団員である従業員が過疎地域の消防団員であるか否かは、各市町村へご確認ください。

～過疎地域とは～

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定されている地域

- ・飛騨市、郡上市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村…全域
- ・高山市…旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧上宝村
- ・関市…旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村

- ・中津川市・・・旧長野県山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村
- ・恵那市・・・旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町
- ・山県市・・・旧美山町
- ・本巢市・・・旧根尾村
- ・海津市・・・旧平田町

Q 6 認定要件のひとつに「消防団活動に配慮した規定（就業規則等）」とありますが、具体的にはどのようなものがありますか。

A 6 労働契約、労働協約、就業規則、雇用契約、その他事業所等内で周知されている規定などで、例示として、以下のようなものが挙げられます。

○想定される「消防団に配慮している事項」の例

（賃金、昇給、昇進等）

- ・消防団活動を行う際に賃金等をカットしない等の配慮をしている
- ・消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように定めている事項

（労働時間）

- ・消防団員である従業員が、勤務時間中に急を要する消防団業務（火災出動等）に従事した場合は、「職務を免除する。」「特別休暇の対象とする。」
- ・訓練等に参加する場合は、勤務時間を変更する。

これらは書面または電磁的媒体によって整備されていることが必要となり、申請の際には、これらに事業者の原本証明を付すことが必要となります。

また、消防団員である従業員を不利に扱う事項がある場合には、この要件を満たさないものとして扱います。